お墓を改葬される方へ

上越市福祉課

遺骨を現在納骨されている墓地・納骨堂等から移す場合は、現在納骨されている墓地・納骨堂等の所在地の市町村長の許可が必要です。

1 改葬の手続き

(1) 墓地使用許可証等の入手

遺骨を移す先の墓地・納骨堂等(改葬先)の管理者から、受け入れの許可を証明する墓地使用許可証等の発行を受け、その写しを用意します。

(2) 改葬許可申請書の入手と記載

- ① 申請書は、市役所、南・北出張所、各総合事務所の窓口から入手することが可能です。
- ② 記入例を参考に記載してください。
- ③ 複数人の改葬を行う場合は、改葬許可申請書別紙も記入してください。

(3) 改葬前の墓地・納骨堂等を管理する者の証明

現在遺骨が納められている墓地・納骨堂等の管理者から、実際に納骨されていることの 証明のため、改葬許可申請書に署名又は記名押印(法人の場合は記名押印)が必要です。

(4) 改葬許可申請書の提出

市役所、南・北出張所、各総合事務所の窓口または郵送で下記まで提出してください。

提出書類

- ① 改葬許可申請書 必須
- ② 改葬許可申請書別紙(複数人の改葬を行う場合必要となります。)
- ③ 墓地使用許可証等の写し 必須
- ④ **改葬承諾書**(申請者と墓地・納骨堂等の<u>使用者が異なる場合必要</u>となります。) 必要例: 改葬前の墓地等を<u>申請者の親族等</u>が墓地等管理者から使用許可を受けている場合。※改葬承諾書は、作成例を参考に作成してください。
- ⑤ 返信用封筒(郵送を希望する場合必要となります。返信用の封筒に110円切手を貼り、返信先住所、氏名を記入の上、同封してください。)

(5) 改葬許可証の発行

郵送による改葬許可証の発行には、10日間ほど必要です。十分余裕を持って申請を 行ってください。※交付を受けた改葬許可証は、改葬先の管理者に提出してください。

2 申請の際の注意

申請書は上記の「1改葬の手続き」及び記入例を参考に記入し、添付書類等に漏れがないよう確認をお願いします。

事前に FAX 等で書類一式をお送りいただくことにより、確認が可能です。 お急ぎの場合や様々なケースのご相談については、下記までお問合せください。

提出・問合せ先

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3 上越市 福祉課 墓地担当(1階) TEL 0 2 5-5 2 0-5 8 4 5

FAX 0 2 5 - 5 2 5 - 5 1 5 7